

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小鑑①-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)		備考									
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)	林班	小班	施業番号	面積(ha)	現況樹種		現況林齢	経営管理権の始期の	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
1	大槌町小鑑第1地割59-36		19	1	1	0.45	スギ	39~60	2023.4.1	5年 (2028.3.31)	○乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。なお、施業の裏施にあたっては、流畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道から目視によって判断できる限りで行う。						
2			19	1	2												
3			19	1	4												
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大穂町小穂第1地割59-36	19	1	1	0.45	スギ	39~60				
2		19	1	2							
3		19	1	4							
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名 大穂町長 平野 公三

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

氏名

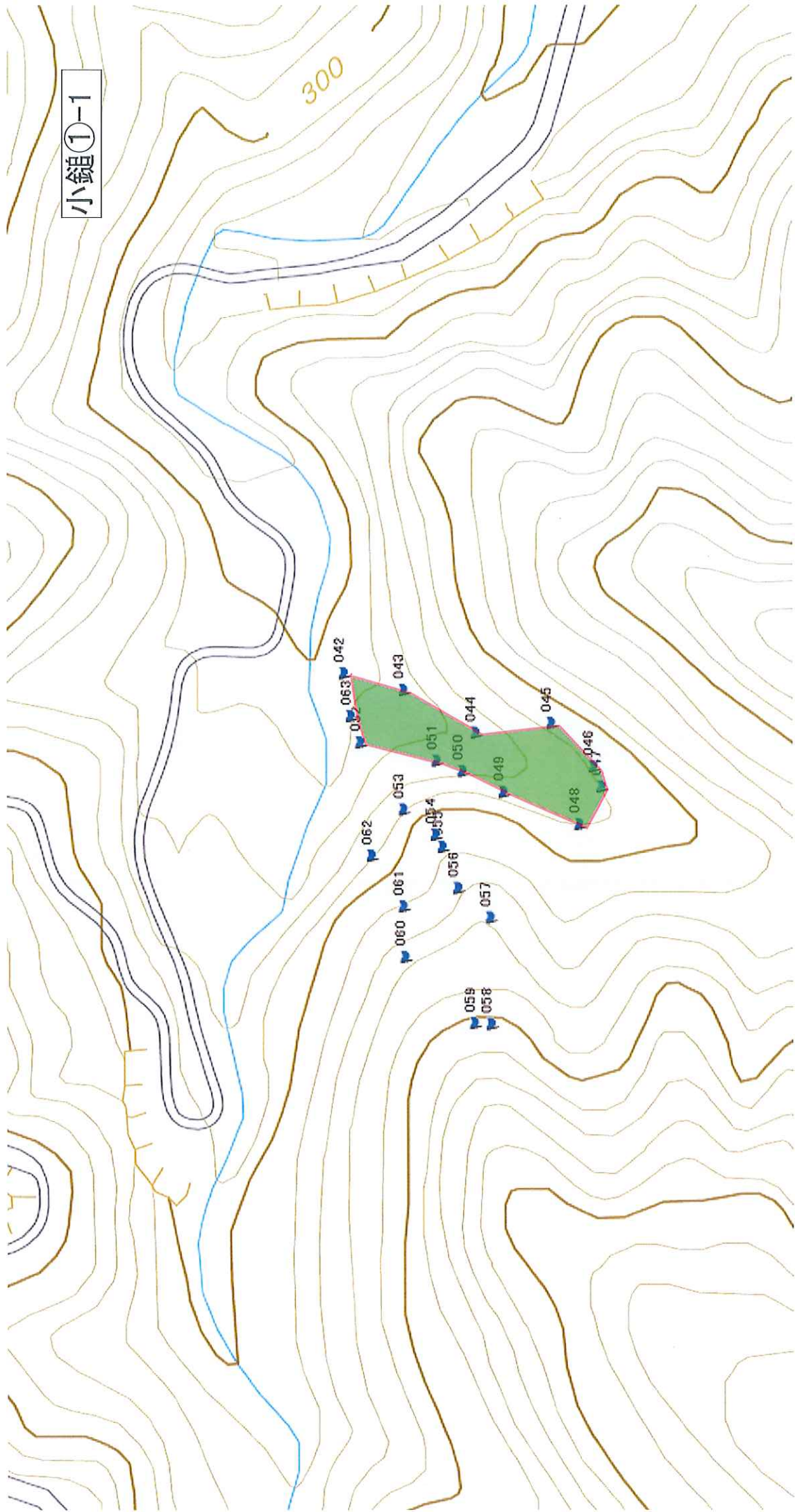
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
- 乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小鏡①-1



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小鑑①-2	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	林班	小班	施業番号	面積(ha)	現況樹種	現況林齢			
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の開始の時期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	備考
1	大滝町小鑑第3地割38-42	14	11	3	0.11	スギ	63	2023.4.1	5年 (2028.3.31)	○乙は、存続期間中に保青間伐を1回実施するものとする。なお、施業の裏施にあたっては、遊歩林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大穂町小穂第3地割38-42	14	11	3	0.11	スギ	63		大穂町長 平野 公三		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 氏名

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 氏名

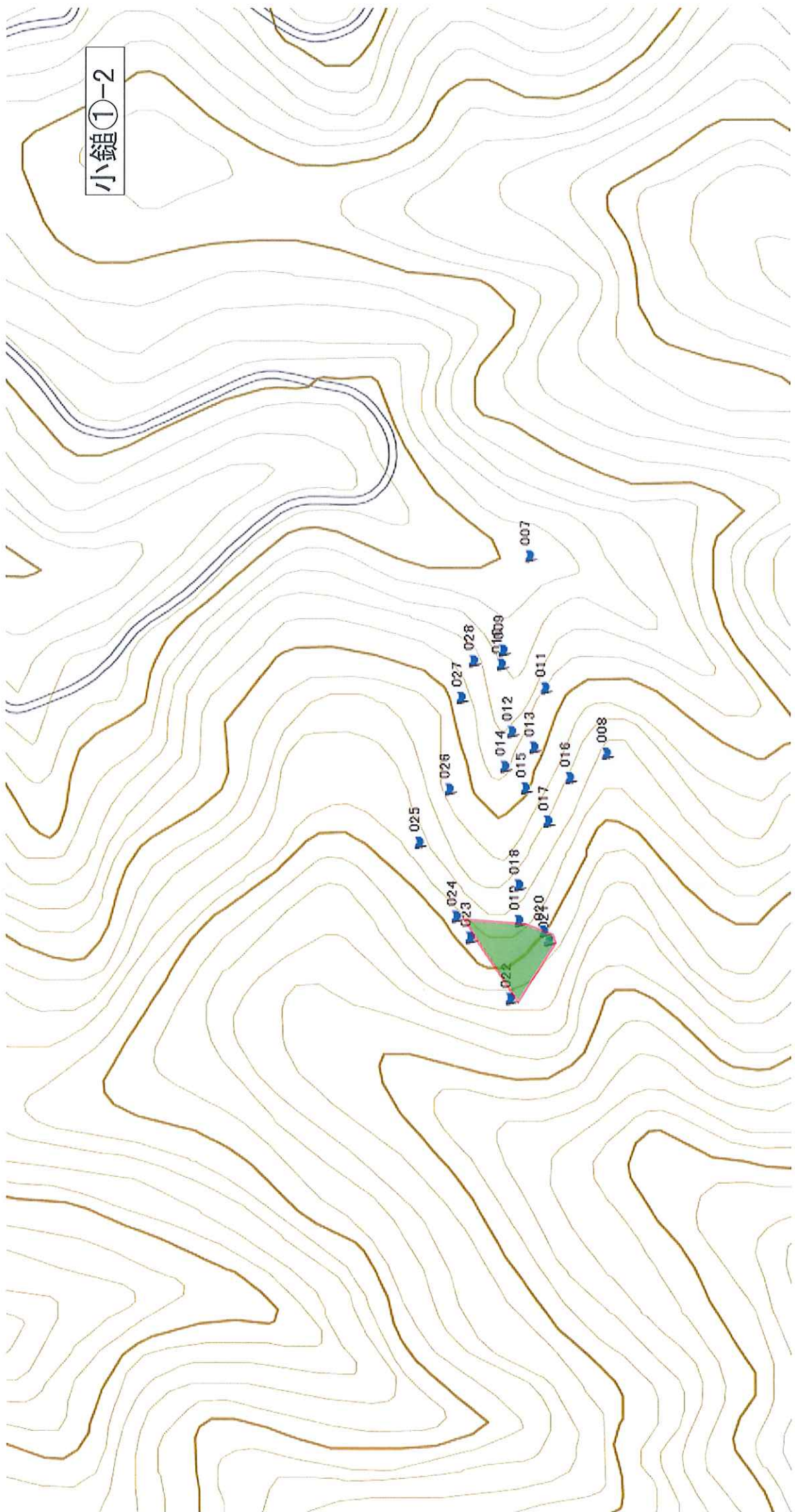
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別乗とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
 - (2) 受託者の義務
 - 乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - (3) 経営管理権の対象とする森林
 - 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
 - (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
 - この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
 - 乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。
 - (5) 租税公課の負担
 - 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小鋸①-2



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大槌町小槌第1地割59-19	26	21	4	2.63	アカマツ	51				
2		26	26	5		スギ	57				
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

氏名

大槌町長 平野 公三

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

氏名

[Redacted Name]

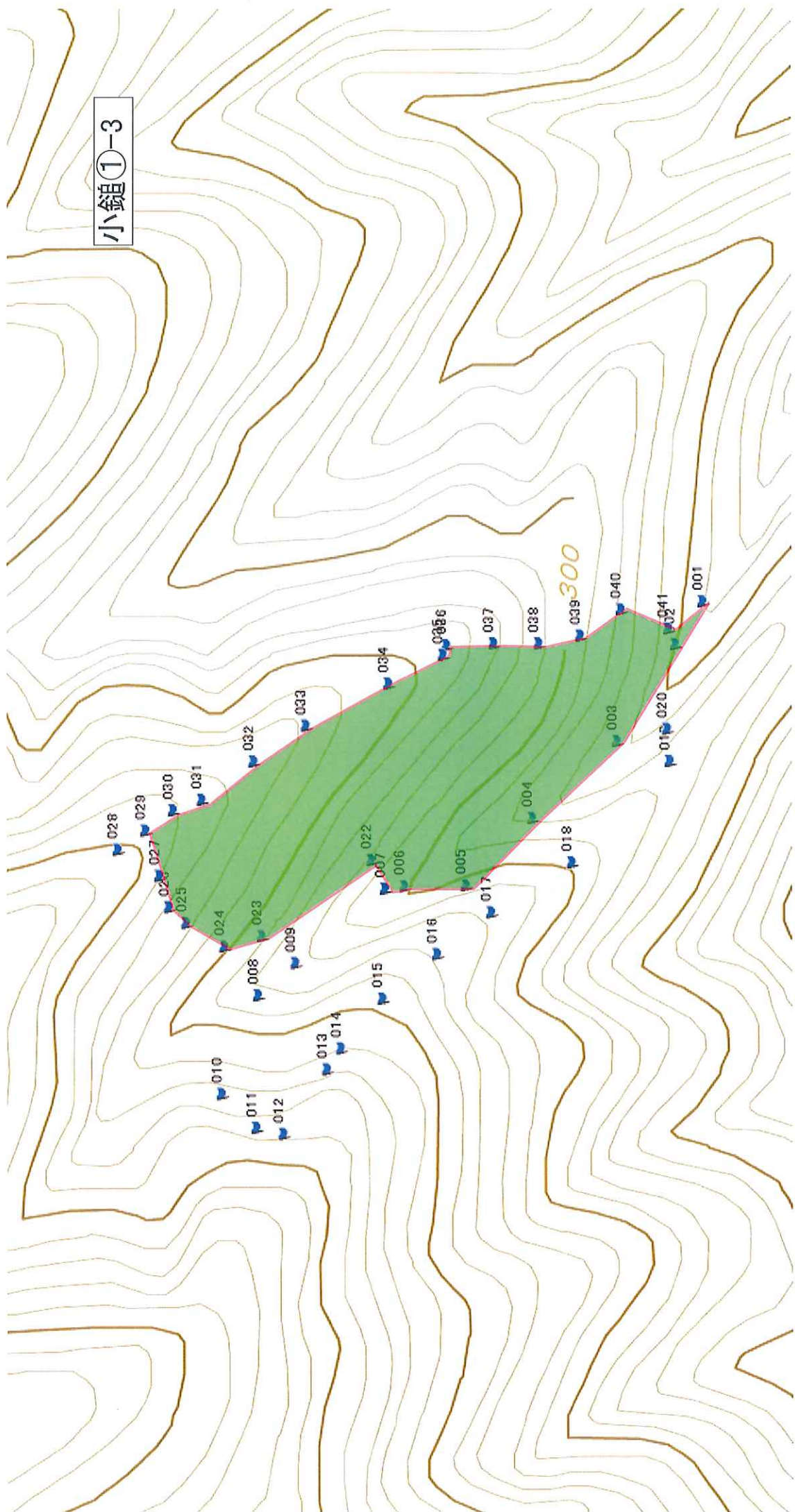
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
- 乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小銃①-3



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小鑑①-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)		備考			
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)	林班	小班	施業番号	面積(ha)	現況樹種		現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)
			乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								
1	大鏡町小鏡第2地割59-15, 16		18	7	1~16	2.56	スギ、アカマツ	34~62	2023.4.1	5年 (2023.3.31)	○乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。なお、実施の実施にあたっては、残存林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる際に行う。
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大槌町小槌第2地割59-15, 16	18	7	1~16	2.56	スギ、アカマツ	34~62		大槌町長 平野 公三		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

氏名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
 - (2) 受託者の義務
乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
 - (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
 - (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - (7) 森林への立入り
 - ① 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画に定める事項は変更しないものとする。
 - ③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
 - ④ 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせることができる。
 - ⑤ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
 - (8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
 - (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
 - (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
 - (11) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
 - (12) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小鎮①-4



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小鎮①-5	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	備考	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	大越町長 平野 公三	大越町長 平野 公三	岩手県上閉伊郡大越町上町1番3号	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権 の始期			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所 在	林班	小班	施業番号	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢			
1	大越町小越第1地割59-77	19	17	2, 3, 4	1.69	スギ、アカマツ	43~56	5年 (2023.3.31)	2023.4.1	○乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。なお、実施の実施にあたっては、森林におおける不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
2	大越町小越第1地割59-80	19	19	1, 2, 4			51			○乙は、火災、害虫、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
3	大越町小越第1地割59-41	26	26	2	1.13					
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大穂町小縄第1地割59-77	19	17	2, 3, 4	1.69	スギ、アカマツ	43~56				
2	大穂町小縄第1地割59-80	19	19	1, 2, 4							
3	大穂町小縄第1地割59-41	26	26	2	1.13		51				
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名 大穂町長 平野 公三

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

氏名 [REDACTED]

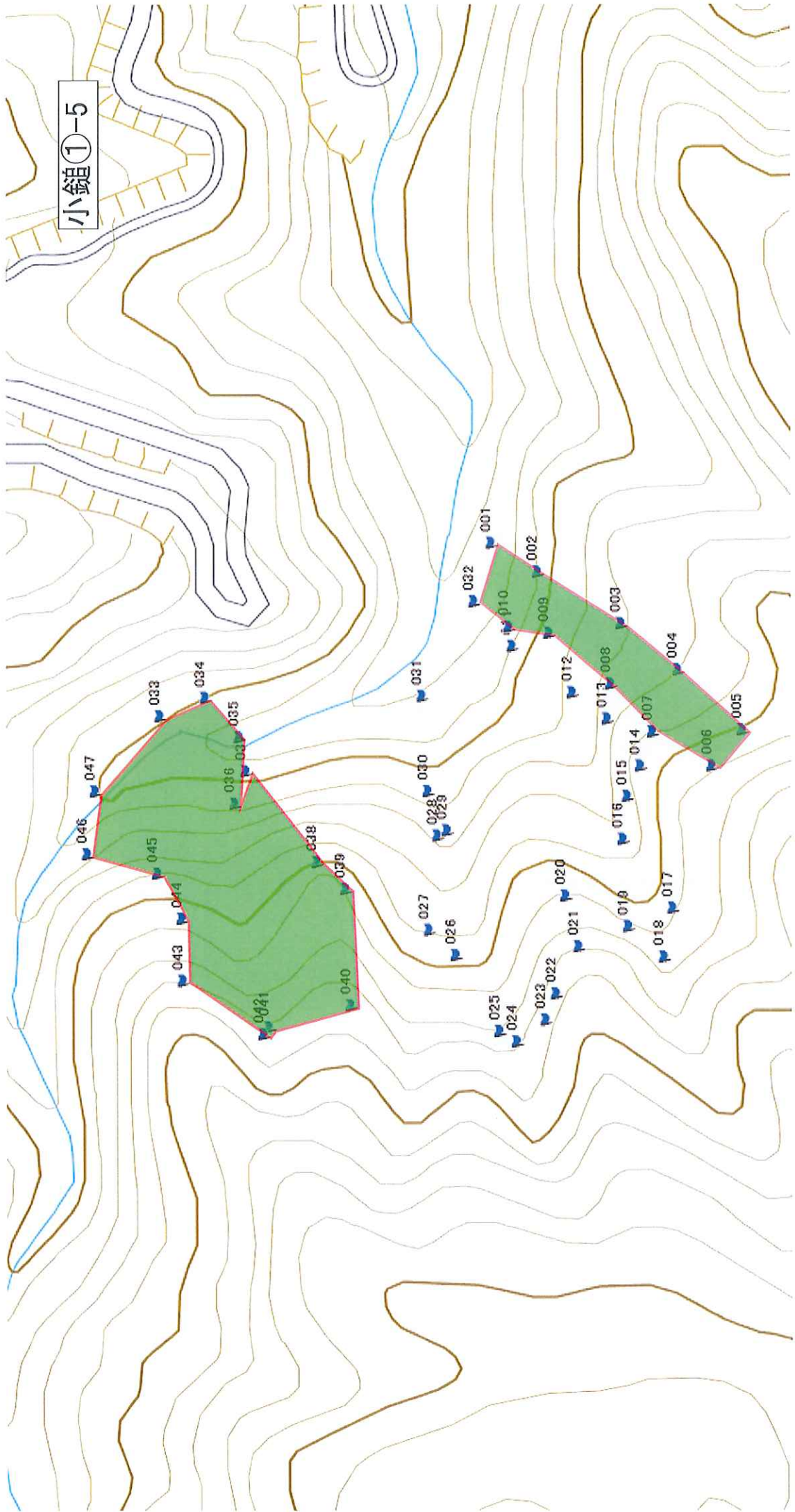
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

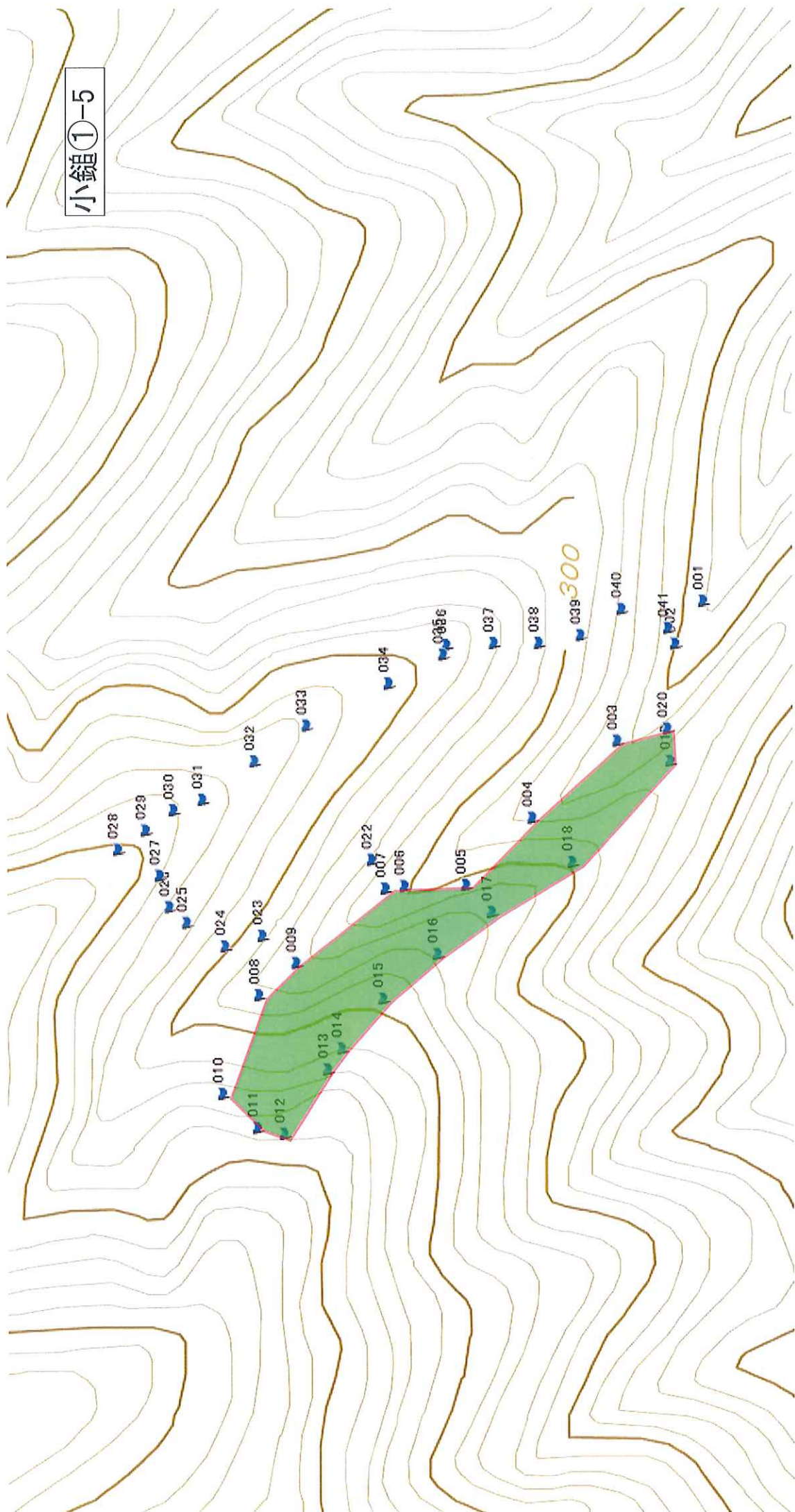
2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
 - (2) 受託者の義務
 - 乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - (3) 経営管理権の対象とする森林
 - 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
 - (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
 - この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
 - 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。
 - (5) 租税公課の負担
 - 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小鎮①-5



小鉗①-5



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小鑑①-6	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	小鑑	林班	小班	施業番号	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の開始の時期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	備考	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
1	大滝町小鑑第1地割59-12		26	18	3,4	0.30	スギ、アカマツ	53~58		2023.4.1	5年 (2028.3.31)	○乙は、存続期間中に張青間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、残存林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
2	大滝町小鑑第1地割59-56		19	2	1,2	0.39	スギ、アカマツ	59						
3	大滝町小鑑第1地割59-79		19	18	2	0.23	スギ	58						
4	大滝町小鑑第3地割38-7		14	12	1,5	0.62	スギ	63~66				○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は迅速から目視によって判断できる限りで行う。		
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大穂町小穂第1地割59-42	26	18	3,4		スギ、アカマツ	53~58				
2	大穂町小穂第1地割59-56	19	2	1,2	0.39	スギ、アカマツ	59				
3	大穂町小穂第1地割59-79	19	18	2	0.23	スギ	58				
4	大穂町小穂第3地割88-7	14	12	1,5	0.62	スギ	63~66				
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

氏名

大穂町長 平野 公三

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

氏名

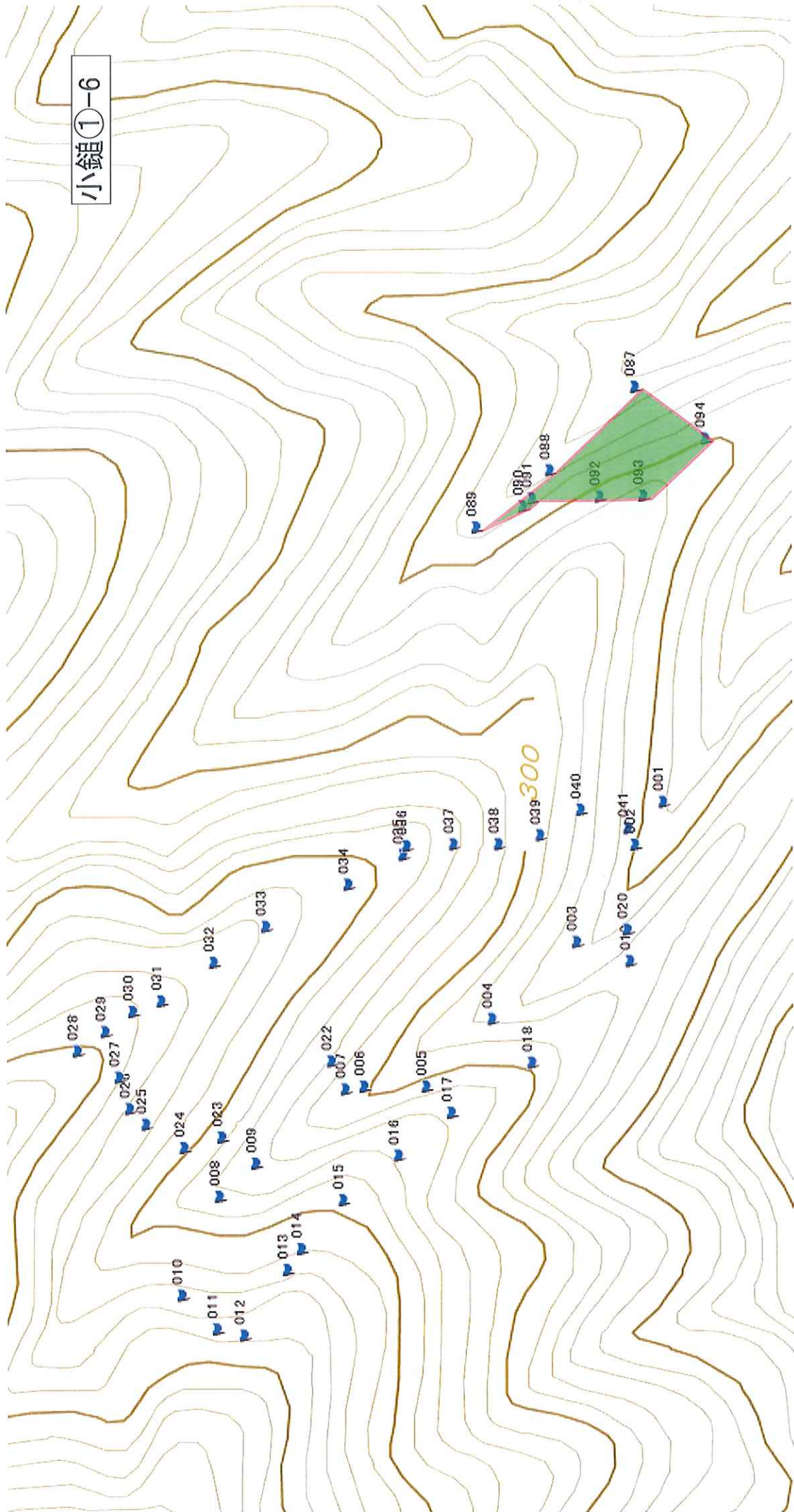
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を() 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は() 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

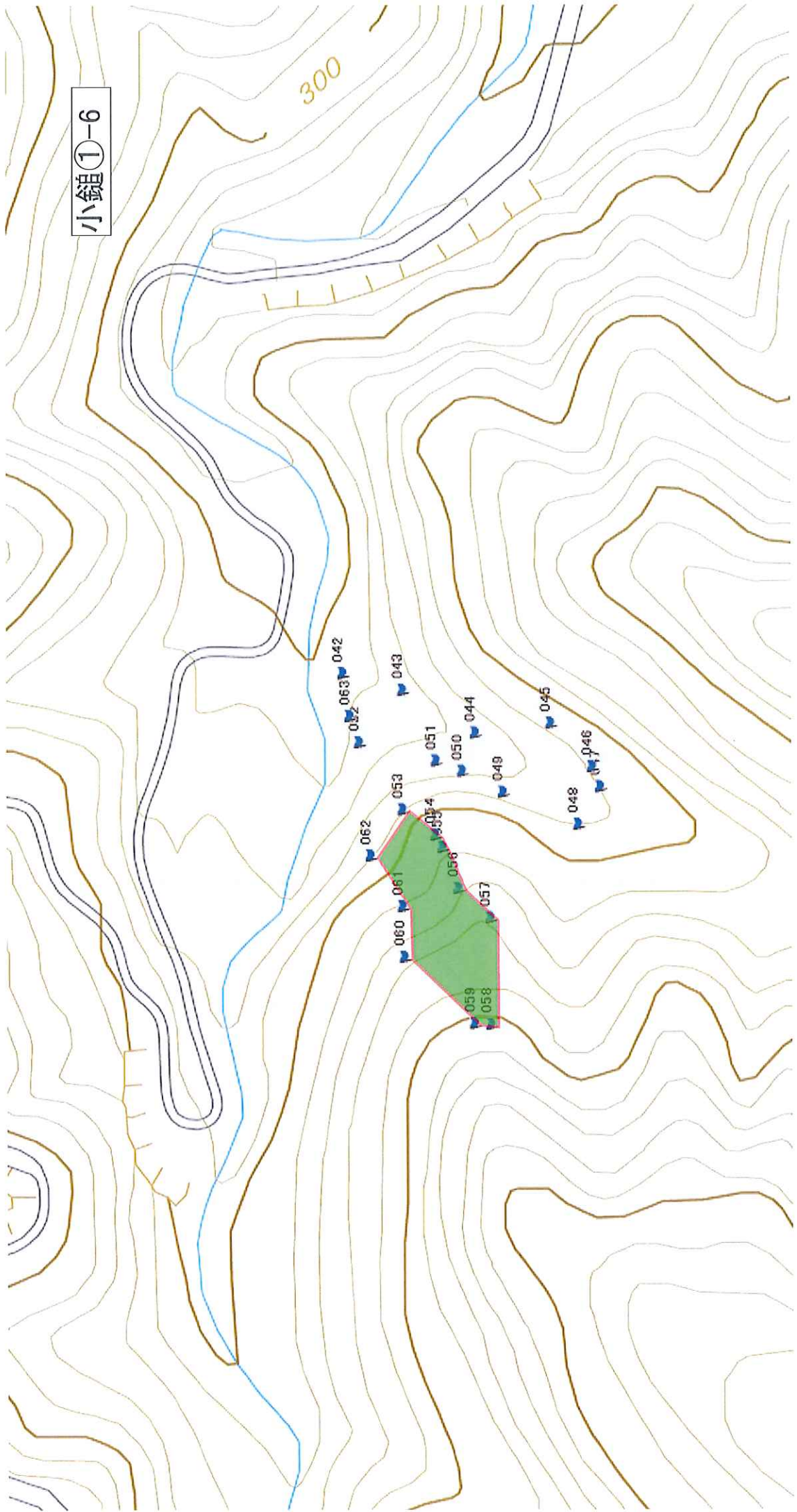
2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
 - (2) 受託者の義務
 - 乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - (3) 経営管理権の対象とする森林
 - 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
 - (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
 - この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
 - 乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。
 - (5) 租税公課の負担
 - 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

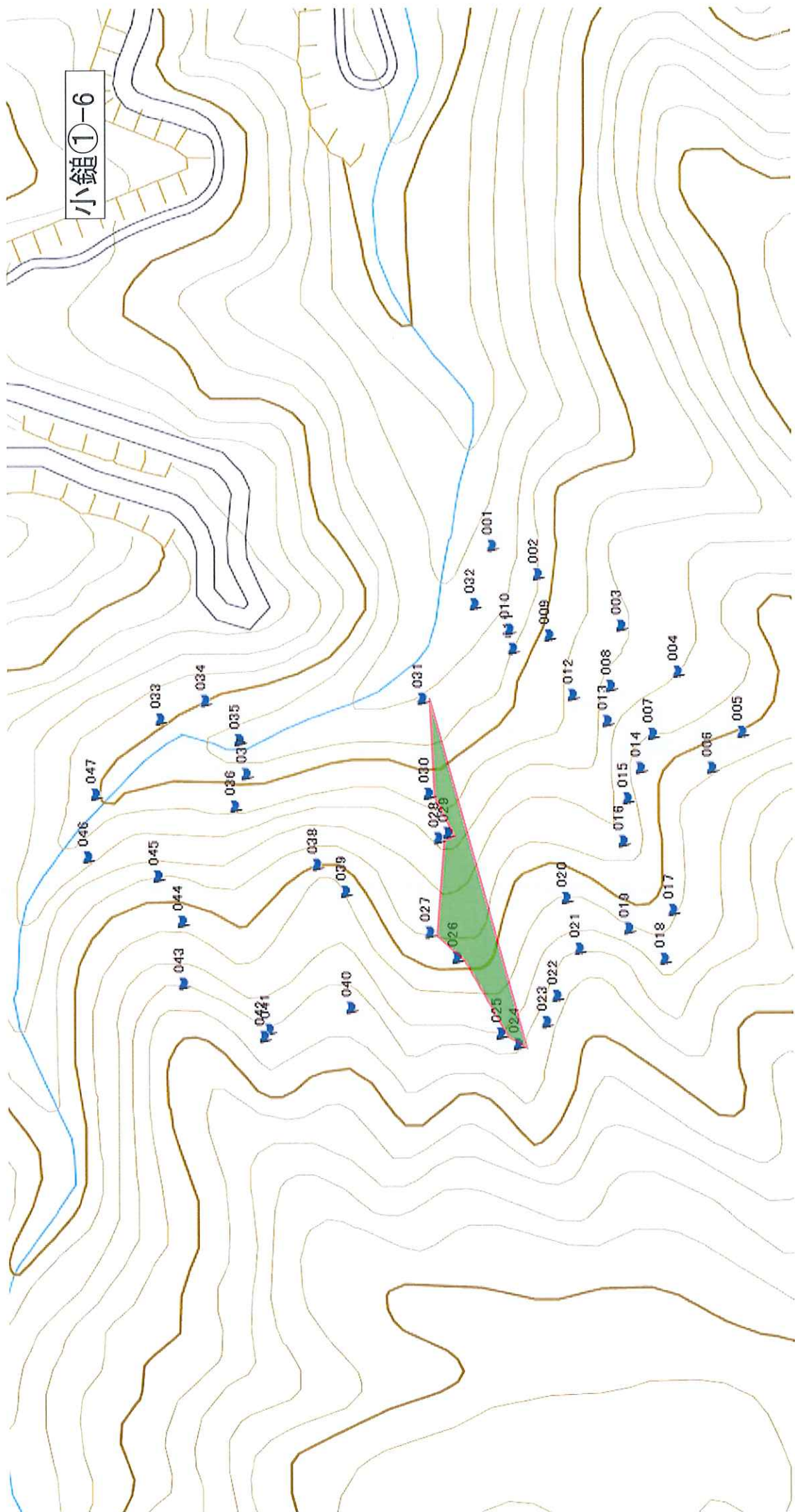
小鏈①-6



小鍬①-6



小鉗①-6



小鋸①-6



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	小籠①-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)		備考		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	大籠町長 平野 公三	大籠町長 平野 公三	岩手県上閉伊郡大籠町上町1番3号	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容(C)	備考
1	大籠町小籠第1地割莖柄59-78(1),(2)	19	17	5~8	1.60	スギ、カラマツ	53~58	5年 (2027.3.31)	○乙は、存続期間中に保青間伐を1回実施するものとする。なお、実施の実施にあたっては、残存林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
2										
3										
4										
5									○乙は、火災、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	林班	小班	施業番号	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意書
1	大槌町小槌第1地割延柄59-78(1),(2)	19	17	5~8	1.60	スギ、カラマツ	53~58		大槌町長 平野 公三		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 氏名 大槌町長 平野 公三

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) 氏名 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
- 乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (8) 経営管理権の対象とする森林
- 当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
- 甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り
- ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

小鉗①-7

